黒保根共同調理場の閉場後の利活用に係るサウンディング型市場調査 実施要項

1. 市場調査の目的

令和3年7月に閉場を予定している、桐生市黒保根共同調理場の土地・建物について、財産の有効利用や地域の再生・活性化などの視点から、市場性の有無や活用案などを把握し、民間事業者による利活用を図るために実施します。

2. 黒保根共同調理場の状況

黒保根共同調理場は、桐生市との合併以前の黒保根村で平成3年度に土地取得、 平成4年度に整備、平成5年度から稼働した学校給食を提供する建物で、現在小 学校1校、中学校1校で約100食の給食を毎日提供しております。平成17年 の市町村合併以降も引き続き、黒保根地区の学校給食を提供しています。



令和3年2学期から桐 生市の新しい学校給食中 央共同調理場が整備され ることにより、令和3年 7月で黒保根共同調理場 は閉場の予定です。

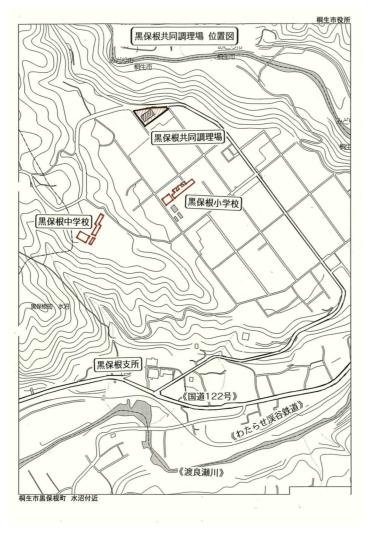
3. 黒保根共同調理場の概要

<u>不仅不问例生物以似多</u>	
名称	黒保根共同調理場 (学校給食施設)
所在地	桐生市黒保根町水沼 465-1
敷地面積	1,048.59 ㎡ (国土調査済)
都市計画等による制限	都市計画区域でない
敷地の接道	市道と県道の2面が接している
建物構造	鉄骨造1階建て
建物面積	264 m² (調理場)、18.2 m² (車庫)
諸室	事務室、和室、トイレ、下処理室、調理室、洗浄室、ボイラー室等
建設年	平成4年度(平成5年度1学期から稼働)
調理処理能力(最高)	300食
主な調理機器	三層シンク、回転釜 (3500/1釜×3)、冷蔵冷凍庫、揚物機、スチームコンベクション、食器洗浄機等
インフラ	電気、簡易水道(市水道局)、下水道(浄化槽)、プロパンガス、電話
外灯	水銀灯 3 灯
占用物件	電柱3本

4 スケジュール

実施方針の公表	令和2年12月 2日
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和2年12月15日
現地見学会・説明会の開催	令和2年12月25日(給食停止日)
サウンディング参加申込期限	令和3年 1月29日
サウンディングの実施(個別対話)	令和3年 2月15日~19日
実施結果概要の公表	令和3年 3月8日

5 周辺エリアの状況



黒保根町は、桐生市の北西部、赤城山東麓山間傾斜地に広がり、町の中心部に渡良瀬川が流れる風光明媚な地域です。

西にそびえる赤城山の緩い傾斜 地帯に南北 12 キロメートル、東西 11 キロメートルに村が広がり、面 積は 101.50 平方キロメートル、人 口は 1,743 人です。

国有林を含め、黒保根町の約89%にあたる森林は、その61%が人工林になっています。農業ではかつて主産業であった養蚕が減少し、畜産や耕種型農業が営まれています。

現在は自然環境の保全を考え平成8年に全国に先駆けて「水源村」 を宣言し、自然との調和に配慮した町づくりを進めています。

(東京からのアクセス)

●東武鉄道

浅草~特急りょうもう号 (100分) ~相老駅~わたらせ渓谷鉄道 (28分) ~水沼駅

 \bullet JR

東京~上越新幹線 (60分) ~高崎駅~両毛線 (50分) ~桐生駅~わたらせ渓谷鐡道 (33分) ~水沼駅東京~東北新幹線 (45分) ~小山駅~両毛線 (60分) ~桐生駅~わたらせ渓谷鐡道 (33分) ~水沼駅

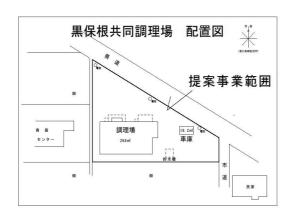
●車

北関東自動車道「太田・薮塚 IC」から県道桐生伊勢崎線と国道 122 号線で北へ約17Km

6 利活用として望ましい基本的な考え方

- (1) 民間事業者が実施主体となりうる事業で、幅広な利活用方策を検討すること
- (2)継続性のある事業であること
- (3) 周辺環境の維持管理に貢献する事業であること
- (4) 施設での事業が黒保根地区周辺エリアの魅力向上につながる事業であること
- (5) 地元雇用も視野に入れた利用可能な提案であること
- (6) 不動産(土地、建物、設備、厨房機器含む) は現状有姿で提供する
- (7) 売却の検討を基本とするが、他に提案があれば提示すること

7 不動産の事業対象範囲



8 **対話内容**(当日の意見交換において、お聞きしたいと考えている事項です。) 主に以下の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。 また、対話当日は、事前に提出いただいたエントリーシートに沿ってご説明をお願いします。

【対話のテーマについて】

- ①事業内容等について
 - ・実現可能性のある業種 (アイデア) やコンセプト 教育子育て関連施設、作業所、宿泊施設、その他など・・・
 - ・実現にあたって想定される課題(地域性・法令関係の有無など)
 - ・設置を検討している施設及び運営方法
 - ・必要とする敷地面積や施設の範囲
 - ・想定する事業実施までに要する期間等
- ②事業方式について
 - ・売却を基本としている
 - ・事業費の想定及び資金計画 (改修や解体の必要性がある場合)
 - ・既存施設を改修する場合の必要性や範囲等
 - ・既存厨房機器を利用する場合と利用しない場合の活用案
 - ・解体を行う場合の必要性や範囲等
- ③地域貢献に供する提案
 - ・黒保根地区周辺エリアへの波及効果(雇用・産業創出、交流人口の拡大など)
 - ・地域との交流に対する考え方や可能性

9 サウンディングの実施について

(1) サウンディングの対象者

事業の事業主体となる意向を有する法人及び法人のグループとします。

- (2) 現地見学会の開催(※希望者のみ、事前申込制)
 - ①日 時:令和2年12月25日(金)午前9時より(当日は給食停止日) ※現場見学時間は1法人当たり60分とし、参加法人数により見学時間を指定します。
 - ②場 所:黒保根共同調理場(桐生市黒保根町水沼465-1)
 - ③申 込 先:桐生市学校給食中央共同調理場(下記11 連絡先による)
 - ④申込期間:令和2年12月2日(水)から令和2年12月15日(火)午後3時まで
 - ⑤参加条件:・各法人3人までを限度とします。
 - ・当日に健康チェック及び体温の報告を行います。
 - ・調理室に入場を希望する場合、検便の検査結果(最近1か月以内のもので、検査項目は赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌O-157)と、清潔な白衣、帽子、マスク、短靴を持参してください。施設の外からの見学もできますので、その場合は検便は必要ありません。
 - ・12月中の各参加者の行動記録を準備する事。(必要があれば提示のこと)

(3) 参加受付

参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、電子メール・FAX・郵送等により受付期間内に申し込みを行ってください。

- ①申込期間:令和2年12月25日(金)から令和3年1月29日(金)午後3時まで
- ②提出先:桐生市学校給食中央共同調理場(下記11 連絡先による)
- (4) サウンディングの実施
 - ①日 時:令和3年2月15日~19日(個別対話)

エントリーシート受領後に調整の上、実施日時を連絡します。 (※希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。)

- ②場 所: 桐生市学校給食中央共同調理場(下記11 連絡先による)
- ③実施方法:1事業者あたり、1時間までを目安に対話を実施します。 対話では特に資料等の提出は求めません。(必要な場合は当日10部用意)
- (5) サウンディングの実施結果の公表

市場調査(対話)の実施結果については、事前に参加者に内容の確認・了解を得た後、概要を市ホームページで公表します。(参加者の名称は、公表しません。)

- 10 留意事項 ※必ずご確認の上、お申込みください。
 - 1 本調査の位置づけ
 - (1) 本市場調査は予備調査であり、事業内容や事業者を決定するものではありません。
 - (2) 本市場調査への参加実績は、事業者選定における評価の対象とはなりません。
 - 2 費用負担

本市場調査への参加に要する費用は、参加事業者等の負担とします。

- 3 追加協力のお願い
 - 後日、再度対話や文書照会をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。
- 4 参加除外要件

次の要件に該当している場合は、本市場調査(対話)に参加することができません。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者。
- (3) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例第13号)に定める暴力団等、暴力団経営 支配法人等または暴力団員と密接な関係を有すると認められる者。
- (4) 桐生市請負業者等指名停止措置要領(平成2年)の規定に基づく指名停止を受けている者又は保留期間中の者。

1 1 連絡先

〒376-0025 桐生市美原町5-19

桐生市教育委員会 学校給食中央共同調理場 管理係 佐藤

電話/FAX : 0277-45-0003 / 44-0664 電子メール: chorijo@city.kiryu.lg.jp